

清代中国の「同官錄」について

伍

躍

一、前近代中国における社会移動の実態の解明に向けて

何炳棣 (Pingdi He)⁽¹⁾ はかつて著書のなかで、「唐代以後の中国社会における社会移動と社会的変化に及ぼした影響」という視点から見れば、科挙制度に匹敵し得る要因はほとんどない」と指摘したことがある。⁽²⁾ 唐代以後の中国社会における人材教育と抜擢の面で国家の支配、および人々の社会移動、いうまでもなくその上昇移動を支えた面からすれば、科挙は確かに大きな役割を果たした。これがゆえに、いわゆる唐宋変革以後の中国社会を「科挙社会」と呼ばれることがしばしばあり、その意義は伝統中国の「社会体制の再生産システムに科挙が組み込まれている」というところにある。⁽³⁾ さらに、科挙というものは伝統中国の社会体制を再生産させるための装置である、と指摘している学者がいる。

ところが、何炳棣が言う「社会移動と社会的変化」は、主に官僚になるための出身資格を取得するまでのことを指

すものであった。近年、中国本土の学者をはじめとして興起した「科挙学」の研究対象も、「歴史上にあつた科挙制度およびその運用の歴史」としており、基本的に科挙諸試験およびその周辺を中心としたものである。確かに、科挙あるいは「科挙学」の研究対象は科挙そのものである。しかし、ここから新しい問題が現れてきた。

まずは、科挙制度が現実の生の制度としてどのようなものであったのか、あるいは科挙制度が社会においてどのように機能していたのか、という問題である。これは、自明なこととされたためか、これまでほとんど研究されていなかつた。たとえば、科挙の全過程を経験し、20世紀初頭の清末の光緒三十年（1904）に殿試第3位の探花として合格を果たした商衍鑑は、自らの経験をもとに、「受験勉強→童生→県試→府考→科試→院試→鄉試→会試→殿試」という流れで科挙制度を説明した。⁽⁵⁾ 宮崎市定も主に清代の制度をもとに、科挙制度について、それを「受験勉強→県試→府試→院試→歲試→科試→鄉試→舉人覆試→會試→會試覆試→殿試→朝考」というもつとも標準かつ単純な図式で説明した。⁽⁶⁾ このように、読者に対しては、庶民たちがもっぱら勉強してそれぞれの試験に合格し、かくして栄光ある「正途」の出身資格を獲得できたかのような印象を与えてきた。これらの図式そのものは、制度設計の観点から見ればもちろん間違っていないが、現実の生きた制度という観点から見れば、やはりそこにはさらに検討する余地があると言わざるを得ない。

第二、無論、前近代中国においては、科挙は何炳様が指摘したような最も重要な社会移動の道具であった。しかし、この道具が最も機能するのは、官僚の任官資格を得るということであつた。官僚になつてから、たとえ科挙の最高資格である状元の保有者であつても、その状元という理由だけで昇進したり、処分を取り消したりするような制度的な保証は、どこにもなかつた。ここで強調しておきたいのは、人間の社会移動は人間の生涯にわたるものだ、ということである。官僚になるための進士、監生などといった出身資格を得たことは、人間の生涯という視点から観察すれば、

社会移動中についた様々な通過点の一つに過ぎない。つまり、官僚になるための資格を取得したからといって、社会移動そのものがすべて終わつたわけではないのである。われわれは、考察の範囲を官僚になるための出身を取得する、ということから人間の生涯そのものに拡大すれば、科挙、捐納などを含む色々な社会移動の道具が持つ役割をより全面的かつ客観的に見ることができる。

筆者はこのような問題意識を持ちながら、これまで前近代中国社会における捐納制度の基本構造、それを生み出した政治的・経済的・社会的・文化的諸要因、およびそれが前近代中国社会に与えた影響について研究した。この研究を通して、筆者は主に以下のことを明らかにすることことができた。⁽²⁾

第一に、捐納制度が科挙制度を大きく支えたことである。従来の研究は、学力による出身資格を得る科挙制度と財力による出身資格を得る捐納制度を対立したものとしてとらえ、庶民たちがもっぱら勉強してそれぞれの試験に合格し、かくして栄光ある「正途」の出身資格を獲得できることを論じてきた。しかし、筆者は捐納制度の基本構造を研究することを通して、明代の中期以後、捐納して監生や貢生の資格を得た者が、その資格によって受験勉強から科試に至るまでの試験、すなわち（挙人となるための）郷試の受験資格を取得するためのいくつかの試験を飛ばして、「正途」の生員と同じように郷試を受験できるルートの存在をはじめて明らかにした。言い換えれば、「雑途」の捐納を利⽤して「正途」の出身を得るルートが存在したのである。この意味で、前近代中国の捐納制度は、科挙制度をより機能させるための存在であったと考えられる。

第二に、捐納制度が科挙と並ぶ社会移動の道具として、重要な役割を果たしたことである。科挙は官僚になるための道具であったが、その出身資格をいったん獲得してしまえば、それ以後の昇進とは全く無関係ではなかつたものの、その道具としての役割は基本的に終わってしまう。この意味からすれば、科挙は一回しか使えない道具であつたと言

へてよる。これに対し、捐納は異なる。前近代中国の人々にとつて捐納とは、官僚になるための出身資格を取得でもるものであつただけでなく、官僚になつた後も何度もこれによつて昇進する」とがやめたのである。要するに、捐納は、人々が官僚となりその世界に生き続ける限り、ずっと使える道具であつたと言ふうる。

しかし、上記の成果を得たと同時に、筆者は新しい問題に直面することになった。それは、制度史的に説明したものの、その実態はいつたふじのようなものであつたか、といふ問題である。つまり、そのように設計された制度を社会移動の道具として利用した者は果たして存在したのか、といふ問題である。

この問題を解決するために、筆者は、実際に捐納制度を利用して出身資格を得た官僚の実態を解説するいふ話を試みた。それは、官僚になるために、または官僚になつてからに昇進をはかるために、官僚の総数に占める捐納制度を利用した者の実態を数値的に説明したいからである。

これまで、官僚の総数に占める捐納制度を利用した者の割合についての研究はあつた。張仲礼 (Chung-li Chang, *The Chinese Gentry, Studies on Their Role in Nineteenth-Century Chinese Society*, University of Washington press, 1955)・瞿同祖 (T'ung-tsu Chü, *Local Government in China Under the Ching*, East Asian Research Center of Harvard University, 1962)・近藤秀樹 ([清代の捐納と官僚社会の終末], 『東林』第46巻第2・3・4号, 1963) ひは、官僚の名簿である「爵秩全覽」や「縉紳錄」を利用して、官僚の出身を「正途」と「雑途」に分類した。しかしながらの資料は、官僚の出身身分、いわば最終学歴のよべなものを見てもわかるが、その出身身分の入手方法について説明できない。要するに、舉人や進士になつた者については、その合格した年を干支で記しただけで、その前の履歴につれて触れないことは原則である。これについては、何炳棣 (Ping-ti Ho) はかつて、「爵秩全覽」など「じぶり得られる情報は完全ではない」、しかも「指摘したい」がある。その理由については、「正途」出身者による「再

度捐納」の有無、および官僚になりたい者による任官資格と陞進資格を得るための捐納の有無が明記していない、といふところにある、と説明している。⁽⁸⁾

一例を挙げよう。『文陞閣縉紳全書』には、進士で宛平県知県の王紘について、「庚辰」（康熙三十九年、1700）と合格した年を記しているだけである。しかし、地方志によれば、王紘はその進士に合格した7年前の「癸酉」（康熙三十二年、1693）に舉人の合格を果たしたこと、その前に「援例」すなわち捐納をしたことが分かる。⁽⁹⁾これによれば、王紘がまず監生資格を捐納し、その資格で鄉試受験をし举人資格を入手して、さらに進士に合格した、という形で科挙制度を利用したことがわかる。このように、捐納制度を利用して科挙の初期段階の童試などを飛ばして举人ないし進士になつた者は、結局、「正途」の進士か举人として計上されてしまう。したがつて、「爵秩全覽」や「縉紳録」の史料群だけでは官僚の社会移動の実態をつかめることができない、ということがわかつた。

筆者はさらに新しい史料の発掘を試みたが、そこで何炳棣がかつて利用したことのある「同官録」という史料群と出会つた。以下では、同官録の前史、および清代の同官録について私見を述べておこう。

一、同官録の前史

「同官録」とは、現代の職員録のような官僚名簿である。その前身となるものについては、少なくとも秦の始皇帝による中国統一以前に遡ることができよう。

伝統中国の官僚制度は、春秋時代にすでに一定の発展を遂げた。その時、官僚の人事管理を際して簿冊のようなも

のが使用される可能性は非常に高いと考えられる。司馬遷の『史記』によれば、中国統一以前の秦國には、「宦籍」というものが使用されていたこと、有罪判決を受けた官僚はその「宦籍」から除名されたこと、などがわかつた。⁽¹⁰⁾ 「宦籍」についての詳細が未だわからないが、一種の官僚名簿であることに違いない。

1993年、中國江蘇省の尹湾で発見された簡牘のなかに、前漢王朝成帝年間（BC32-8）に形成したとされる「東海郡吏員簿」、「東海郡下轄長吏名籍」、「東海郡下轄長吏不在署・未到官名籍」、「東海郡屬吏設置簿」などがある。管見の限り、それらはこれまで中国で発見されたもつとも古い官僚名簿ではないかと考えられる。そのなかに、地方官僚の官職、本籍、姓名、現職、異動理由などが記されているものがある。たとえば、「東海郡下轄長吏名籍」のなかに、以下の記録がある。

下邳丞、六安国陽泉李忠、故長沙内史丞、以捕盜尤異除。⁽¹¹⁾

前漢王朝の「長吏」とは、県丞、県尉ら県令や県長の属官を指すもの。⁽¹²⁾ 上記の史料によれば、「六安国陽泉」出身の李忠は、「捕盜尤異」を以て「下邳丞」に「除」されて、彼の前職は「長沙内史丞」である、ということがわかる。⁽¹³⁾ これららの名簿を通して、我々は前漢時代において、相当な程度までに完備された官僚名簿がすでに存在したことを見窺うことができる。

唐の時代の官僚名簿については、中国陝西省西安市の碑林博物館が蔵する「御史台精舍碑」と「唐尚書省郎官石柱」は唐代の官僚人事資料として知られている。前者は唐開元十一年（723）に建立され、その「碑陰題名」に約1,100人の御史の名前が刻まれており、後者はその十数年後の開元二十九年（741）に立てられ、一回にわたり追補を行い、計4,600人の官僚の名前が記されている。⁽¹⁴⁾ この2つのものは、「題名」つまり官僚の名前を記した「編纂資料」のようなものであり、その履歴に関する資料ではなかった。たとえば、「唐尚書省郎官石柱」の原始資料は、「尚

書省左右司郎中員外郎」及び「六部二十四司郎中員外郎」の執務先の「壁記」であり、その内容は、官僚の「遷任罷斥之年月」とその「姓名」を記すものである。つまり、それは、各官庁の官僚がその同僚の任官状況を追記したものであり、国の官僚人事を司る官庁が作成した人事管理用のものではなかつた。

宋代に入ってから、役所を単位に任官状況を記す「題名」の風習が継承された。たとえば、北宋の慶暦年間(1041-1048)、「拾遺、補闕」を担当する諫院で勤務する官僚の氏名がはじめて「版」に書き記されるようになつた。嘉祐八年(1063)になつて、司馬光は諫院官僚の「題名碑」を建てた。⁽¹⁶⁾ 紹興年間(1131-1161)に「中興百官題名」という形で学士院、東宮官寮などでの任官状況を追記したものも現われた。⁽¹⁷⁾ 南宋の都の杭州では、「朝士官職姓名」を記載する「班朝録」が「都にしかない」商品の一つとして、「選官図」、「諸色科名」などと一緒に売買された。⁽¹⁸⁾ という。

女真人が統治した金王朝、およびモンゴル人が統治した元王朝にも、こうした「題名」の文化が継承され。中央官庁は言うまでもないが、地方官庁も「題名」を作るようになつた。以下では、『四庫全書』に収録した金・元時代の「題名」に関する資料の一部をタイトルのみで紹介しておきたい。

表1：四庫全書所見金元題名記

撰者	タイトル	出典
(金) 元好問	南陽縣令題名記 吏部掾屬題名記	『遺山集』卷三十三
(元) 方回	記江南浙西道肅政廉訪司題名記	『桐江續集』卷三十五
(元) 戴表元	當塗戶曹掾統題名記 記御史臺題名後	『剡源文集』卷一
(元) 馬祖常	札部合化堂題名記 察院題名記 殿中司題名記	『石田文集』卷八
(元) 同恕	經歷司題名記	『梨菴集』卷四
(元) 虞集	國子監學題名序 江西湖東道肅政廉訪司經歷司題名記 撫州路總管府推官序壁題名記	『道園學古錄』卷七
(元) 王沂	記枢密院斷事官序題名記 枢密院經歷司題名記	『道園學古錄』卷三十七
(元) 黃潛	記湖州路總管府題名記 江浙行中書省題名記 江浙行中書省左右司題名記 監修國史題名記 翰林国史院題名記 上都翰林国史院題名記 中書省右司題名記 上都御史臺殿中司題名記	『文献集』卷十八
(元) 歐陽玄	記分宜縣官題名記	『圭齋文集』卷六
(元) 柳貫	鎮江府錄事司題名記 江浙行省左右司題名序 提舉司序壁題名序	『待制集』卷十四
(元) 許有壬	上都分臺題名記 陝西行中書省題名記 御史臺照磨題名記	『至正集』卷三十六
(元) 程端學	上都國子監題名記 山南察院題名記 荆湖北道宣慰使司杞梓堂題名記	『至正集』卷四十二
(元) 宋駿	吏部主事厅題名記 翰林国史分院題名記 上都分省左司掾題名記 司農司題名記	『至正集』卷四十三
(元) 陳旉	群玉內司華直題名記 上都分學題名記 江南湖西道肅政廉訪司幕官題名記 嘉興路儒學教授題名記 浙省題名記 江淮等處財賦都總管府題名記	『燕石集』卷四
(元) 蘇天爵	翰林分院題名記 中書參議府左右司題名記 禮部題名記	『安雅堂集』卷七
(元) 李士瞻	湖西察院題名記 福建憲司題名記	『滋溪文稿』卷二
(元) 賢師泰	福建行省檢校官題名記 福建廉訪司題名記	『滋溪文稿』卷三
(元) 楊翮	含山縣題名記 廉外官題名記 主簿題名記	『經濟文集』卷五
(元) 胡行簡	將作院題名記 兵部訖史房題名記	『玩齋集』卷七
(元) 楊維楨	湖西憲府經歷司題名記	『博隱集』卷二
		『東維子集』卷十二

上記の黄溍が書いた「上都翰林国史院題名記」で指摘したように、元の時代では、「凡官署咸有題名」、つまりすべての官庁には「題名」があり、それは、「記之者、必述其職分之所當為、以寓夫官師相規之意焉」とされている。⁽¹⁾つまり官僚としての為すべきことを「題名」に記すことを通して、官僚同士の自律を図ろうとする、のである。

明代の官僚名簿については、現在、確認できているものは以下のようなものがある。

まずは「題名」である。たとえば、明代の六科給事中の詰所だった「直盧」には、吏科をはじめ、六科それぞれの「題名碑」があつた、という。「題名碑」を建てる目的は「循名責實、彰往勸來」にあり、⁽²⁾「正德丁丑」（正徳十二年、1517）から「嘉靖己酉」（嘉靖二十八年、1549）にかけて建てた、といつ説がある。⁽³⁾その内容については、「吏科題名記」を書いた吏部尚書の許讚は、「鄉貫」と「履歴」、すなわち出身、任官の資格および経歴だと説明している。⁽⁴⁾次には「仕籍」である。例えば、明代の六科給事中の官庁では上記の「題名碑」のほかに、「仕籍」も作られていた。⁽⁵⁾

省中各置仕籍、記載同宋者姓名・州里、暨先後履歴。吏紀始正統、戸與礼與兵始永樂、工始洪武、刑始正徳
己巳（正徳四年、1509）。

このように、六科給事中の「仕籍」のなかで、作成時期のもつとも早かつたものは洪武年間にすでに始まつた工科給事中のものであり、その次は永楽年間から作成し始めた戸科・礼科・兵科のもの、および正徳年間からの吏科のものであり、最後は正徳年間に入つて作成しはじめた刑科のものであること、記載の内容は「姓名・州里、暨先後履歴」ということなどがわかる。現在では、「給事中銜名及其歴官本末」を記した戸科と兵科の「仕籍」は戦火により見ることができないが、⁽⁶⁾「礼科給事中仕籍錄」が残されている。その一例を挙げよう。⁽⁷⁾

鉄鉉、河南鄧州人。監生。洪武年授札科給事中、陞山東布政司參政、繼陞右布政、尋陞兵部尚書。

このように、『札科給事中仕籍錄』は先に紹介した「題名碑」のようなものと異なり、かなり詳細な履歴資料を記したものであることがわかる。明代の人は、「題名碑」と「仕籍」の異同について、「題名略而仕籍詳」、つまり「題名」が簡略だったのに対し、「仕籍」は詳しい、と説明した。⁽²⁵⁾

嘉靖十一年（1532）、刑科都給事中の陳守愚は、六科それぞれの「仕籍」をもとに、『六科仕籍』というものを編纂した。その後の嘉靖三十八年（1559）、吏科給事中の徐師曾は、陳守愚が編纂したものに基づいて、「題名」・「公牘」・「郡邑故志」・「各家世乘」などを参考して、二十六巻からなる『六科仕籍』を編纂した。⁽²⁶⁾ 萬曆十二年（1584）、戸科都給事中の蕭彦は、「二二三の同志」とともに、「六科旧籍」を参考して、「六科姓名鄉貫、出處始末」を収録する『掖垣人鑑』⁽²⁷⁾ を編纂した。この本の編纂方針については、吏部尚書の楊巍は、つぎのように指摘している。⁽²⁸⁾

書地、書名、書字号。以言以事去官、書故。以大計、書年。而附以碑文志叙。

一例として、編纂責任者の蕭彦の履歴を挙げよう。⁽²⁹⁾

蕭彦、字思學、号念渠。直隸涇県人。隆慶五年進士、萬曆三年七月由浙江杭州府推官選兵科給事中、四年以憂歸、七年復除礼科、八年陞戸科右、九年陞工科左、十年陞戸科都。

六科のほか、明代の中央官庁と地方官庁では、「題名」もしくは「題名碑」のようなものを作った。たとえば、礼部やその「四司」（儀制司・祠祭司・主客司・精膳司）、および司務庁には「題名碑」があり、現在、『礼部志稿』卷四十一⁽³⁰⁾ 四十四の「歴官表」はそれらの題名碑に基づいて編纂したものである。

ところが、これらのものはいずれも編纂時に至るまでの人事状況をまとめるもので、非常に高い史料価値があるものの、あるいは人事行政を行うための名簿ではなかった。幸い、明代の遼東档案のなかに人事行政の現場で使われていた名簿が残されている。たとえば、

遼東都司各州衛心獎⁽¹⁾応戒官員名冊

〔1〕

新官襲職選底（天啓元年）

旧官新官襲職選底（天啓二年）

新官替職選底（天啓二年）

新官襲職選底（天啓四年）⁽²⁾

などがある。

ここで「新官襲職選底」を例に、武官の人事履歴を見てみよう。⁽³⁾

天啓元年正月補泰昌元年十二月分大選

新官襲職選底

楊胤祿等肆拾捌名、係烏撒等衛所指揮千百戸等官楊嵩等名伊父祖□□官旗軍奉天征討有功、歷陞前職、沿襲至楊嵩等各患病故、各有男孫弟叔楊胤祿等俱各年壯、比試弓馬、得中。例應襲職。

楊胤祿、年十七歳、東光県人。係烏撒衛故指揮使楊嵩庶長男。

……

これは、世襲武官の名簿で、非常に簡単なものである。これを通して、我々は、以下のことを知ることができる。

第一、世襲は一定の手続きが必要である。それは、世襲できるポストの確認、世襲対象となる「男孫弟叔」の年齢・身体・技能の確認、などである。

第二、世襲対象について、名簿ではその年齢・本籍・父祖の状況を記している。

このように、少なくとも秦の始皇帝による中国統一以前から明代に至るまで、官僚の履歴を記録した「題名」や「題名簿」が存在していたことがわかった。以下では、人事行政を中心に、清代の「同官錄」を紹介していく。

三、清代の同官錄

1、登場

管見の限り、社会移動問題を研究するための資料として、同官錄をはじめて利用したのは、何炳棣である。彼は「同官錄」を非常に啓発性のある資料として、道光二十七年（1847）の『中州同官錄』、咸豐九年（1859）の『山東同官錄』などを利用し、任官資格や陞進資格の入手方法などといった社会移動のルートを分析した。彼の分析によれば、清末の河南・山東・安徽・江蘇・浙江・陝西などの省においては、地方官の30%～70%は任官資格もしくは昇進資格を得るための捐納をしたことが分かつた。⁽³⁾

同官錄を含む清代の官僚名簿については、水盛涼一氏は、一連の論考を公表している。⁽⁴⁾ 彼の研究によれば、清代の官僚名簿は以下の3種類に分けることができる。

第一、在任官僚の名簿—「摺紳全書」

第二、官僚の親睦を深めるための名簿—「登科錄」

第三、各省官僚名簿としての同官錄の淵源—「題名錄」

ここでは、水盛涼一氏の研究を参考しつつ、清代同官錄の登場と役割などについて、もう少し触れていきたい。

清代にも官僚の「題名」や「題名牌」のようなものがあつた。しかし、編纂物として刊行した「同官錄」については、管見のかぎり、道光十四年（1834）に開封府照磨署より刊行された『中州同官錄』は、現存の最も古いものではないかと考えている。この本の牌記にある「道光甲午孟冬增刊」という記録から、道光十四年以前に『中州同官錄』がすでに刊行されたことが推測できよう。なお、この本には、河南巡撫の楊國楨が道光十二年（1832）に書いた序文がある。その序文には、編纂の経緯について次のような説明がある。⁽³⁷⁾

第一

豫居天下中、官属又最盛。遂相與議曰、官聯曰会利用聚、官常曰聽利用察。今將聚而察之、而不悉其家世與所踐歷、何從而稽焉。於是有所同官錄之刊。

要するに、河南省の官僚が最も多いが、外補制のもとでそれらの官僚の人事を行うために、總督もしくは巡撫は彼らの「家世」と「踐歷」を把握しなければならないと考えて、同官錄を編纂して刊行した。このように、少なくとも河南省において、同官錄を編纂し刊行するきっかけは、官僚人事のためにある。言い換えれば、上司がそれを利用して部下の状況を知ることによって、「縱」の人事秩序を構築することができると考えられる。

しかし、この目的だけでは、同官錄をわざわざ刊行する必要があるだろうか。おそらくなかつたと思う。実は、楊國楨が述べた第二点は、刊行の必要性を理解するために非常に役に立つものである。

第二

由是相孚以信、相感以誠、相易以義、相交以礼、相濟以和。

つまり、同官錄がもつ第二の役割は、「信・誠・義・礼・和」をもつて「寅誼」を深め、自律的な官僚社会を構築しようとする、というところにある。先にも紹介した司馬光は「諫院題名記」のなかで、後世の人たちが題名を見て、

「某也忠、某也詐、某也直、某也曲」、とその人物を評価し、故に、「嗚呼、可不懼哉」、つまり自ら「恐れを知る」という形で自律的な官僚社会の構築を目指すことは、題名などの官僚名簿がもつ役割である、と指摘している。⁽⁴⁾

このように、その「實證」や自律的な官僚社会の基礎となるのは、まずお互いに履歴を知り合うことである。官僚たちは同官録を利用すれば、同僚のほかに同年や同郷などの情報を知ることにより、「横」の人間関係を構築することができると考えられる。

楊國禎が序文のなかで述べたこの2点は、同官録の役割を概括的に説明するものであり、それ以後でできた各種同官録の序文で述べた内容は、このなかにほぼ網羅したと言えよう。要するに、同官録といつものは、ただの官僚名簿ではなく、それが縦と横という二つの側面から、省もしくは官署を単位とした人事ピラミッドの秩序を安定させる機能を持つている。

この二つの側面から、2種類の同官録が生まれた。それは、同じ省もしくは官署で任官したり候補したりするものを中心として編纂したもの、と同じ地域（省ないし府）の出身を持ち、同じ省で任官もしくは候補するものを中心として編纂したもの、である。前者の編纂目的は人事行政と同僚間の親交促進にあるのに対し、後者は地元出身者の親睦を深めるためのものである。

前者については、上記の『中州同官録』のほか、光緒年間に刊行された『江蘇同官録』も例として挙げることがができる。光緒六年（1880）、時の江蘇巡撫吳元炳はその本の序文のなかに、「属僚を薦率する者」が「恒に千を以て計る需次者」などを「遍観し尽く知る」ため、江蘇省が河南省などの同官録を参考して同官録を編纂した、と江蘇省同官録の編纂経緯を説明した。

後者については、「畿輔宦浙同官録」（清光緒七年刊本）や『浙江蘇郡同官録』（清光緒十八年刊本）などを挙げるこ

とができる。なお、後者については、水盛涼一氏の一連の論考をぜひ参考していただきたい。⁽³⁹⁾ 以下では、前者を中心⁽⁴⁰⁾に、同官録がもつ役割の発揮について紹介したい。

2. 役割の發揮

同官録が編纂物の形として登場してから、その役割はどのように発揮したかについては、興味深い事例として、曾国藩の「同官冊」を挙げよう。

咸豐九年（1859）八月、曾国藩は南昌から武漢に行く途中、黃州に数日間滞在し時の湖北巡撫だった胡林翼と会談した。そこで、曾国藩は胡林翼が使っている湖北省の『同官録』を読んだ。彼は、その本に記載する人名の横に書き入れたさまざまな人物評価のメモーを見て、胡林翼がそれを利用して人事を行うことを知った。彼は、胡林翼からその本を借りて読んだ⁽⁴¹⁾。同月二十八日、彼は、湖北省で任官している湖南出身者29人の氏名や字号を日記に記した⁽⁴²⁾。これは、おそらく胡林翼の『同官録』から抄録したものである。その後、曾国藩はその『同官録』を模倣したような形で官僚履歴を記入するための「指定用紙」を作った。それは、年齢、本籍、住所などをはじめ、「履歴」や「家世」の記入欄を設けたほか、接見の際の所見を記録する欄も設けたものである。同治元年（1861）六月初一日⁽⁴³⁾二十九日の間、曾国藩は州県官23、佐雜官31、教職9、忠義局紳士21名、計84名の部下を接見した。その際、それぞれの履歴を指定用紙に書かせたうえ、曾国藩はその人物に対する自らの評価を記入し、さらに氏名の横に「○○」、「○」、「△」、「×」などの印をつけた。最後に、それらを1冊にまとめて「同官冊」と名付けた⁽⁴⁴⁾。たとえば、同治元年六月初二日、曾国藩は「候補人員の言南金、茹晉、周甫文」を接見した。この3人につけた印と評価は以下のようである。

「○」言南金・安徽候補同知、「面微偏、在展雲處閱卷五年、似尚自好、援陵議言救火者止此數人、所持止少相」。

「△」茹晉・同知銜候補知県、「略似印山、而無其剛氣、齒缺一、眼微鼓、似吸洋煙者、精力已不逮」。

「○」周甫文・安徽候補通判、「略似月槎之行路、面色正派、初當差汗出不止、問胡友勝、隋道稟請赴糧台當差」。

太平天国を鎮圧したあと、曾国藩は、江寧布政司に所属する現職官僚と候補官僚、計376名の履歴を集めた『江南寧屬同官錄』を編集刊行させた（表2参照）。この同官錄には、官僚本人の履歴のほか、女性を除く尊属三代と親族の氏名や肩書が記している。⁽⁴⁾

3、履歴

以上で紹介したように、『中州同官錄』がそれ以降の各同官錄の滥觴と目されることがわかる。ここでは、まず『中州同官錄』が収録している官僚履歴の書式を紹介しておきたい。

表2：『江南寧屬同官錄』所載履歴分類

No	職名	現任	署理	候補	No	職名	現任	署理	候補
1	總督	1			18	訓導	24	3	8
2	布政使	1			19	庫大使			1
3	按察使	1			20	府經歷	3	1	6
4	鹽運使	1			21	縣丞	4	1	42
5	道員	3	2	12	22	州同			1
6	知府	3	1	12	23	主簿			1
7	直知州	2		15	24	府知事			2
8	同知	6		12	25	主簿		1	4
9	通判	2	1	7	26	巡檢	7	19	16
10	知州		2	3	27	倉大使	1		
11	知縣	17	11	69	28	庫大使		1	1
12	布理問	1		2	29	按司獄			1
13	州同		2	2	30	稅課大使	1	1	
14	州判			2	31	府照磨			1
15	教授	1	1		32	吏目	4	1	
16	學正	3	1		33	從九品			2
17	教諭	18	1						
合計									

『中州同官錄』の各葉には上下、という二つの欄が設けている。通常、上の欄には、本人の肩書をはじめ、尊属三代の氏名・出身・官歴・榮典などを、下の欄には、本人の履歴・親族・家庭構成などを記載している。その履歴は、名字・生年・出身資格・歴官・榮典などから構成するものである。短いものであれば、一葉で終わるが、数葉にわたる長大なものもある。

実は、官僚たちが提出した履歴は、こうした同官錄の原始資料である。たとえば、上記の『中州同官錄』をもとに編纂した『畿輔同官錄』には、編纂当局だった「北洋官報局」の「例言」が掲載されている。そのなかに、編纂の根拠が官僚の履歴であるため、「陞遷・調補・調署」の対象官僚、および「実缺・候補」の「到省人員」は「隨時に三代の履歴を作成して本局に提出するよう」と書いている。

官僚人事を行う際の履歴について、少なくとも則天武后的天冊万歳元年（695）に遡ることができる。その年の十月二十二日、則天武后は、官僚人事担当官庁による「或收其履歷、或取其学行、糊名考判、立格注官」の資格重視のやり方を批判した、という。⁽⁴⁵⁾ 宋代では、初めて官界に入る者は、必「鄉貫、戸頭、三代名銜、家口年齒、出身」などを記載した「履歴」を提出しなければならないとしている。⁽⁴⁶⁾ なお、部下が上司をはじめて謁見する際に、「出身履歴」を書いた「手本」を提出する必要がある、という。⁽⁴⁷⁾

清代では、官僚たちは、現職・候補などを問わず、官僚人事に関する諸手続きを済ますために、至るところに履歴の提出を求められる。⁽⁴⁸⁾

（康熙）五十七年諭、引見月官、令写履歴、縦以三百字為限。

これは、吏部が毎月のように行われる「月官」、つまり月選の対象者を引見する際に提出しなければならない履歴の字数、つまり300字以内に関する規定である。現在、華東師範大学出版社より出版された『清朝官員履歴档案全編』は、

かつて官僚たちが提出した履歴の一部である。

これらの履歴は、我々にとつて、社会移動の問題を考える際に非常に重要な資料である。

以上の紹介からわかるように、同官録は個々の官僚が提出する個人履歴をもとに編纂したものである。その履歴の内容は、本人の姓名、字号、本籍、官僚になるまでに取得した各種資格、官僚としての登用および昇進の経緯、受けた処分と褒賞などから、尊属三代の姓名と官職と資格、その官僚本人の姻戚や子孫の官職と資格、および妻妾の人数などに至るまでの、さまざまな個人情報が含まれるものである。要するに、「同官録」は「爵秩全覽」や「縉紳錄」のような単純な名簿と異なつて、官僚人事制度の史料であり、社会史・家族史・人口史などの史料でもある。

筆者は、光緒六年（1880）の『江蘇同官録』に掲載する43名の地方官僚の履歴を試験的に分析したことがある。その結果、約8割に当たる345名の官僚は、任官資格あるいは昇進資格の取得に際して捐納を利用したことがわかった。この数値は、近藤秀樹が「爵秩全覽」や「縉紳錄」⁽⁶⁾を分析して得たほぼ同じ時期の4割強という数値をはるかに上回り、何炳棣による研究の結果を再確認したものである。このほか、筆者は、『浙江蘇郡同官録』に収録する119名の蘇州出身官僚の履歴資料を利用して、社会移動の手段を分析した。それによれば、尊属三代（曾祖父・祖父・父）にいかなる正途の出身資格（生員、舉人）を持たない者が82名いて、率にして68.91%にのぼることがわかった。しかも、彼らが出身資格を得た際に利用したのは、科挙ではなく、捐納であった。我々はこの数値を通して、捐納制度が非常に有力な社会移動道具であったことがわかった。

以上で述べたように、同官録という資料群を有効に利用することができれば、我々は前近代中国における官僚の群像、および官僚の登用と昇進などを含む人間の社会移動の実態などへの認識を深めることができる。さらに野心的に

言えば、「同官録」から官僚の個人履歴情報と家族姻戚の関係情報を抽出し、将来、より完備した前近代中国官僚個人情報のデータベースを構築することを視野に入れて、とりあえず初步的なデータベースを作成することもできると考えている。これらの作業を通して、学界に対して新しい史料群を提供することとともに、前近代中国社会を特徴づけてきたとされる科挙制度についても大幅な見直しを寄与するところが大である。

付録の参考書目は、日本・中国の主要図書館が作成した蔵書目録に基づいて、科挙試験の官職録や官僚の住所録、および人事用の名簿・履歴集などを除く清代の同官録の一部を集めて作成した初步的なものである。一部の同官録を除いて、すべての書物を現物と照合し確認したわけではない。排列は、任官先もしくは候補先の省を基準に、刊行もしくは編纂の年度に従うものであり、塩務などの同官録は京官や各省の同官録の後ろに配置する。所蔵先の一部については、頁数の制限により割愛した。

(本稿は、日本学術振興会平成23-25年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)による研究・前近代中国における官僚社会史の史料学的研究の一部である)。

- (1) 何炳棣著、徐泓訳注『明清社会史論譜』*The Ladder of Success in Imperial China: Aspects of Social Mobility, 1368-1911』(中国、聯經出版事業股份有限公司、2013年)、第31-320頁。*
- (2) 近藤一成『宋代中国科挙社会の研究』(東京、汲古書院、2009年)、第3-4頁。
- (3) (米国)ベンジャミン・A・エルマン(Benjamin A Elman)著、秦玲子訳「再生産装置としての明清期の科挙」、『思想』、第81号、1991年12月、第95-112頁。(米国)本傑明・艾爾曼(Benjamin Elman)著、復旦大学文史研究院訳「中華帝国後期の科挙制度」、同『経学・科挙・文化史』(北京、中華書局、2010年)、第139-157頁。

- (4) 劉海峰『科挙学導論』(武漢、華中師範大学出版社、2005年)、第1-6頁。
- (5) 商衍鑾『清代科挙考試述録』(北京、生活・讀書・新知三聯書店、1958年)、第39頁。
- (6) 宮崎市定『科挙―中国の試験地獄』(東京、中央公論社、1963年)。のちに『宮崎市定全集』第15巻に再録。
- (7) 伍躍『中国的捐納制度と社会』(京都、京都大学学術出版会、2011年)、第43-45頁。伍躍『中国的捐納制度と社会』(南京、江蘇人民出版社、2013年)、第45-46頁。
- (8) 何炳棣著、徐泓訳注『明清社会史論』、第53-58頁。
- (9) 『文陞閣緒紳全書』(清雍正二年刊本)、直隸、第1a頁。『(乾隆) 膠州志』(清乾隆十七年刊本)、卷三、第22a-b、56b頁；同巻四、人物、第62a-b頁。
- (10) (前漢) 司馬遷『史記』(北京、中華書局、1959年)、卷八十八、蒙恬列伝、第2566頁。「(趙) 高有大罪、秦王令蒙毅法治之。毅不敢阿法、當高罪死、除其官籍。」伍案：蒙毅は始皇帝の命を奉じて万里の長城を建設した秦の將軍・蒙恬の弟である。
- (11) (後漢) 班固『漢書』(北京、中華書局、1962年)、卷十九、百官公卿表、第742-743頁。「県令、長、皆秦官、掌治其県。万戸以上為令、少減万戸為長。皆有丞、尉、少是為長吏。(師古曰)、吏、理也、主理其県内也。」
- (12) 連雲港市博物館など『尹湾漢墓簡牘』(北京、中華書局、1997年)、第85頁。李解民『東海郡下轄長吏名籍』研究、連雲港市博物館など『尹湾漢墓簡牘總論』(北京、科学出版社、1999年)、第46-75頁。
- (13) (清) 趙鉞・勞格著、張枕石点校『唐御史台精舍題名考』(北京、中華書局、1997年)、張枕石「点校説明」、第5頁。
- (14) (清) 趙鉞・勞格著、徐敏霞・王桂珍点校正『唐尚書省郎官石柱題名考』(北京、中華書局、1992年)、徐敏霞「点校説明」、第6-9頁。岑仲勉『郎官石柱題名新考訂』[歴史語言研究所集刊] 第8本第1分冊、1939年(岑仲勉『金石論叢』(上海、上海古籍出版社、1981年)、再録、第329-393頁)。
- (15) 唐代「台省」から「郡邑」に至るまでの役所では、壁に「官秩創置」および「遷授始末」の状況を書き記すものを「壁記」という。(唐) 封演著、趙貞信校注『封氏聞見記校注』(北京、中華書局、2005年)、卷五、壁記、第41頁。
- (16) (宋) 司馬光『伝家集』(台北、台灣商務印書館、1982-1986年、影印文淵閣四庫全書本第1094冊)、卷

七十二、諫院題名記。

- (17) (宋) 何異『中興學士院題名』、同『中興東宮官寮題名』、同『中興行在雜買雜務充場提轄官題名』、『統修四庫全書』(上海、上海古籍出版社、1996-2003年、影印清光緒二十二年繆荃孫刊鴻臚館叢書本)、第748冊史部職官類、第391-415頁。
- (18) (宋) 洪邁『容齋隨筆』(北京、中華書局、2005年)、三筆、卷五、郎官員數、第484頁。(宋) 周密『武林旧事』(北京、中華書局、2007年)、卷六、小經紀、第174-175頁。
- (19) (元) 黄溍『文獻集』(台北、台灣商務印書館、1982-1986年、影印文淵閣四庫全書本第1209冊)、卷七上、記湖州路總管府題名記。
- (20) (明) 蕭彥ら『掖垣人鑑』(濟南、齊魯書社、1994-1997年、四庫存目叢書史部第259冊影印明萬曆十二年序刊本)、附錄、張璧「戶科題名記」と徐師曾「重修六科仕籍自序」、第345-349頁。
- (21) (明) 蕭彥ら『掖垣人鑑』、附錄、許讀「吏科題名記」、第345頁。
- (22) (明) 蕭彥ら『掖垣人鑑』、附錄、陳守愚「六科仕籍序」、第348-349頁。
- (23) 『戶科兵科名例仕籍』は天一閣の旧蔵書で、吳興蔣氏伝書堂を経て、上海商務印書館涵芬樓に帰したが、1932年1月28日に日本軍の爆撃により焼失した。「無書題及撰人姓名、匯紀給事中銜名及其歷官本末。紀銜名者曰名例、紀本末者曰仕籍。自洪武至嘉靖十八年止、天一閣藏書」。王國維『伝書堂藏善本書志』(杭州、浙江教育出版社、2009年、王國維全集第9巻)、史部五、第393頁。
- (24) 『禮科給事中仕籍錄』、国立北平図書館旧蔵書、明嘉靖年間刊本。
- (25) (明) 蕭彥ら『掖垣人鑑』、附錄、徐師曾「重修六科仕籍自序」、第349頁。
- (26) (明) 蕭彥ら『掖垣人鑑』、楊巍「掖垣人鑑叙」、第120頁。
- (27) (清) 永瑢等撰、王伯祥断句『四庫全書總目』(北京、中華書局、1965年、影印清乾隆六十年浙江刊本)、第690-691頁。
- (28) (明) 蕭彥ら『掖垣人鑑』、附錄、徐師曾「重修六科仕籍自序」と梁夢龍「六科仕籍引」、第349-350頁。
- (29) (明) 蕭彥ら『掖垣人鑑』、卷十六、萬曆六科之籍、第333頁。
- (30) (明) 爾汝楫『禮部志稿』(台北、台灣商務印書館、1982-1986年、影印文淵閣四庫全書本第597-598冊)。

- (31) 遼寧省檔案館等『明代遼東檔案匯編』(瀋陽、遼瀋書社、1985年)、第328-364頁。
- (32) 中国第一歷史檔案館等『中國明朝檔案總匯』(桂林、廣西師範大學出版社、2001年)、第75冊。
- (33) 中国第一歴史档案館等『中国明朝档案总匯』、第75冊、第64-65頁。
- (34) 何炳棣著、徐泓訳注『明清社会史論』、第53-58頁。
- (35) 水盛涼一「清末における地方官僚社会の変容—浙江省各種『同官錄』の成立を中心として」、東北大学大学院文学研究科大学院G.P.事務室『組織的な大学院教育改革支援プログラム・歴史資源アーカイブ国際高度学芸員養成計画 平成20-22年度 歴史資源アーカイブ成果報告書』、仙台、東北大学大学院文学研究科、2011年。水盛涼一「中国題名録文化—官僚名冊の形成與發展」、朱鴻林編『第四屆中國古文献與傳統文化國際研討會會議論文匯編』、香港、香港理工大学中国文化系・香港孔子学院、2013年、第131-156頁。
- (36) 指紳全書は、在任官僚の姓名資料などを収録する一方、中央吏部より分発され、各省で候補している官僚の姓名なども収録している。
- (37) 『中州同官錄』(清道光十四年開封府照磨署刊本)、楊國楨序。
- (38) 注37を参照。
- (39) 水盛涼一「清末における地方官僚社会の変容—浙江省各種『同官錄』の成立を中心として」、および「中国題名録文化—官僚名冊的形成與發展」。注35を参照。
- (40) 朱東安「曾国藩集團の人材理論與実践」、『求索』、2003年第4号、第240-245頁。
- (41) 『曾国藩全集・日記』(長沙、岳麓書社、1994年)、第414頁。
- (42) 『湘鄉曾氏文獻』(台北、学生書局、1965年、影印湘鄉曾氏稿本)、第4冊、同官冊、第2176-2344頁。
- (43) 『曾国藩全集・日記』、第756頁。しかし、接見した3人の氏名が「言南、金茹晋、周甫文」となっている。『湘鄉曾氏文獻』、第4冊、同官冊、第2177-2182頁。
- (44) 中国國家図書館、上海図書館所蔵、同治六年(1867)-七年(1868)刊本。上海図書館所蔵当該同官錄の表紙に「曾文正同官錄、南昌蔡蔚挺先生所贈、共五冊」との題記がある。『江寧同官錄』の劉坤一の序文には、「同治六年、曾文正

公総制兩江、編『寧屬同官錄』とある。蔡蔚挺は蔡敬襄（1877—1952）の字であり、蔡氏は江西新建の出身で、中国近代知名な教育家、藏書家であった。劉祿山・吳宣「故園的守望者—蔡敬襄」、『南方文物』、2005年第1号、第128—130頁。

(45) (清) 北洋官報局『畿輔同官錄』(清光緒三十一年北洋官報局活字本)、例言。

(46) (宋) 王溥『唐会要』(北京、中華書局、1955年)、卷七十五、選部下、雜處置、第1358頁。

(47) (宋) 趙昇『朝野類要』(北京、中華書局、2007年)、卷三、入仕、脚色、第67頁。

(48) (明) 方以智『通雅』(北京、中國書店、1990年、影印清康熙五年(1666)桐山姚文燮浮山此藏軒刊本)、卷二十六、脚色、第321頁。

(49) 清代の履歴制度について、以下の文献を参照されたい。秦國経『緒言』、『清代官員履歴檔案全編』(上海、華東師範大学出版社、1997年)、第1冊。

(50) 伍躍『中国の捐納制度と社会』、第288頁。伍躍『中国的捐納制度與社会』、第294頁。何炳棣著、徐泓訳注『明清社会史論』、第53—58頁。

(51) 伍躍「帝政晚期江南出身官僚的一個側面—以『浙江蘇郡同官錄』為中心」、『江海學刊』、2012年1号、第22—34頁。

清代同官錄簡目(日本・中国)

No.	直省	書名	出版	所蔵
1	京官	總理各國事務衙門同官錄	清同治二年(1863)刊本	中国国家
2	京官	度支部清理財政處同官錄	清宣統元年(1909)活字本	北京大
3	京官	度支部清理財政處同官錄	清宣統三年(1911)京師琉璃廠宣元閣活字本	北京大
4	京官	欽命總理各國事務衙門同官錄	清末活字本	北京大、南開大
5	京官	戶部候補司員同官錄	清末写本	清華大
6	京官	總理各國事務衙門同官錄	清末刊本	上海図
7	京官	戶部滿司員同官錄	清光緒年間写本	東大東文
8	京官	戶部滿司員同官錄戶部筆帖式同官錄	清光緒年間写本	東大東文
9	奉天	奉天候補同官錄	清光緒二十九年(1903)上海絳雲齋石印本	中国国家
10	奉天	奉天行省同官錄	清光緒三十三年(1907)活字本	上海図、清華大
11	奉天	奉天行省同官錄	清宣統元年(1909)奉天仁和山房活字本	北師大、華師大
12	直隸	直隸候補同官錄	清光緒二十九年(1903)上海絳雲齋石印本	中国国家
13	直隸	畿輔同官錄	清光緒三十年(1904)活字本	京大人文、中国国家、上海図、人民大、北師大、南開大、蘇州大、清華大
14	直隸	畿輔同官錄	清宣統三年(1911)活字本	中国国家、上海図、北京大、北師大、人民大、清華大、蘇州大
15	直隸	畿輔同官錄	清末活字本	復旦大
16	江蘇	蘇省同官錄	清同治五年(1866)理問序刊本	中国国家
17	江蘇	江南寧屬同官錄	清同治六年(1867)刊本	中国国家、上海図
18	江蘇	江蘇同官錄	清光緒六年(1880)刊本	京大人文、中国国家、北京大、清華大、人民大、北師大
19	江蘇	江寧同官錄	清光緒七年(1881)刊本	上海図、北京大、清華大、南京大
20	江蘇	江寧同官錄	清光緒十二年(1886)刊本	北師大
21	江蘇	江南江寧同官錄	清光緒二十三年(1897)刊本	中国国家、上海図、北京大、北師大
22	江蘇	江蘇候補同官錄	清光緒二十九年(1903)上海絳雲齋石印本	中国国家
23	江蘇	江寧候補同官錄	清光緒二十九年(1903)上海絳雲齋石印本	中国国家
24	江蘇	光緒甲辰年江西在寧同官錄	清光緒三十年(1904)刊本	北師大

清代中国の「同官錄」について

25	江蘇	江蘇同官錄	清光緒年間刊本	京大人文、上海図、北京大、吉林大
26	江蘇	同官錄	清光緒年間刊本	中国国家
27	江蘇	江西在寧同官錄	清未刊本	北京大
28	安徽	皖江同官錄	清同治十年（1871）安徽藩司経歴司刊本	中国国家、清華大、北師大
29	安徽	皖江官場必覽	清光緒二十年（1894）安徽布政使司活字本	上海図
30	安徽	安徽同官全錄	清光緒二十五（1899）同陞閣活字本	国会
31	安徽	安徽候補同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家
32	安徽	安徽同官錄	清光緒三十年（1904）安徽藩司経歴司活字本	北師大、清華大
33	安徽	安徽同官錄	清光緒三十一年（1905）安徽藩司経歴司活字本	中国国家、吉林大
34	安徽	安徽同官錄	清光緒三十二年（1906）安徽藩司経歴司活字本	北京大
35	安徽	安徽同官錄	清光緒三十三年（1907）安徽藩司経歴司活字本	中国国家、人民大、清華大
36	安徽	安徽袖珍同官錄	清光緒三十四年（1908）安徽藩司経歴司活字本	清華大
37	安徽	安徽袖珍同官錄	清宣統元年（1909）安徽藩司経歴司活字本	中国国家、上海図
38	安徽	安徽袖珍同官錄	清宣統二年（1910）安徽藩司経歴司活字本	東大東文、中国国家、上海図、復旦大
39	安徽	安徽袖珍同官錄	清宣統三年（1911）安徽藩司経歴司活字本	東大東文、中国国家、上海図
40	山東	山東同官錄	清乾隆四十三年（1778）刊本	米国議会
41	山東	山東同官錄	清咸豐九年（1859）刊本	京大人文、中国国家、北京大、清華大、北師大、台湾大
42	山西	山右同官錄	清光緒十九年（1893）徵信局活字本	中国国家、北師大
43	山西	山右同官錄	清光緒二十三年（1897）木活字本	北京大
44	山西	山西同官錄	清光緒二十五年（1899）刊本	北師大
45	山西	山西同官錄	清光緒二十六年（1900）刊本	清華大
46	山西	山右同官錄	清光緒三十三年（1907）活字本	中国国家
47	山西	山右同官錄	清宣統三年（1911）山西瀆文書局活字本	中国国家、上海図、北京大、清華大
48	山西	山西同官錄	清宣統年間写本	上海図
49	山西	晋省官衙銜名錄	清光緒年間写本	台北国家
50	河南	中州同官錄	清道光十二年（1832）開封府照磨署刊本	北師大、上海図、山東大
51	河南	中州同官錄	清道光十四年（1834）開封府照磨署刊本	北京大
52	河南	中州同官錄	清道光二十四年（1844）開封府照磨署刊本	北京大

研究ノート

53	河南	中州同官錄	清道光二十五年（1845）刊本	中国国家
54	河南	中州同官錄	清道光二十六年（1846）刊本	北京大
55	河南	中州同官錄	清道光三十年（1850）刊本	東北師大
56	河南	中州同官錄	清咸豐元年（1851）刊本	河南大
57	河南	中州同官錄	清咸豐五年（1855）開封府刊本	中国国家
58	河南	中州同官錄	清咸豐七年（1857）開封府刊本	中国国家
59	河南	中州同官錄	清同治二年（1863）刊本	河南大
60	河南	中州同官錄	清同治九年（1870）刊本	北京大
61	河南	中州同官錄	清同治十一年（1872）刊本	河南大
62	河南	中州同官錄	清光緒二年（1876）刊本	河南大
63	河南	中州同官錄	清光緒三年（1877）刊本	河南大
64	河南	中州同官錄	清光緒七年（1881）開封府照磨周德繹 刊本	北京大
65	河南	中州同官錄	清光緒八年（1882）開封府照磨周德繹 刊本	北京大、中国国家、上海 図
66	河南	中州同官錄	清光緒九年（1883）開封府照磨周德繹 刊本	京大人文
67	河南	中州同官錄	清光緒十年（1884）開封府照磨周德繹 刊本	北京大
68	河南	中州同官錄	清光緒十一年（1885）開封府照磨署刊 本	人民大
69	河南	中州同官錄	清光緒十二年（1886）刊本	中国国家、北師大、河南 大
70	河南	中州同官錄	清光緒十五年（18897）刊本	中国国家、
71	河南	中州同官錄	清光緒十六年（1890）刊本	北京大、河南大
72	河南	中州同官錄	清光緒十七年（1891）刊本	上海図
73	河南	中州同官錄	清光緒十八年（1892）開封府刊本	中国国家、清華大
74	河南	中州同官錄	清光緒十九年（1893）刊本	内蒙大
75	河南	中州同官錄	清光緒二十年（1894）刊本	中国国家
76	河南	中州同官錄	清光緒二十一年（1895）刊本	北京大、河南大
77	河南	中州同官錄	清光緒二十二年（1896）刊本	上海図、鄭州大
78	河南	中州同官錄	清光緒二十三年（1897）刊本	北師大、河南大
79	河南	中州簡明同官錄	清光緒二十四年（1898）刊本	吉林大
80	河南	中州候補佐貳同官錄	清光緒二十四年（1898）刊本	中国国家、河南大
81	河南	中州同官錄	清光緒二十四年（1898）刊本	上海図、北師大、河南大
82	河南	中州同官錄	清光緒二十五年（1899）刊本	上海図、清華大、北師大、
83	河南	中州同官錄	清光緒二十六年（1900）刊本	上海図、北師大
84	河南	中州同官錄	清光緒二十七年（1901）刊本	中国国家
85	河南	中州簡明同官錄	清光緒二十九年（1903）刊本	吉林大
86	河南	中州同官錄	清光緒三十年（1904）刊本	中国国家、人民大、北師 大
87	河南	中州同官錄	清光緒三十一年（1905）刊本	中国国家、上海図、北師 大、河南大、吉林大
88	河南	中州簡明同官錄	清光緒三十一年（1905）刊本	中国国家
89	河南	中州同官錄	清光緒三十二年（1906）刊本	北師大、河南大
90	河南	中州同官錄	清光緒三十三年（1907）刊本	北師大

清代中国の「同官錄」について

91	河南	中州同官錄	清光緒三十四年（1908）刊本	北師大
92	河南	中州詳細同官錄	清光緒三十四年（1908）刊本	中国国家
93	河南	中州同官錄	清宣統元年（1909）刊本	北京大、北師大
94	河南	八旗奉直宦豫同鄉錄	清宣統元年（1909）石印本	北京大、遼寧大
95	河南	中州同官錄	清光緒年間刊本	中国国家
96	陝西	陝西全省同官錄	清道光二十六年（1846）刊本	中国国家、北京大、清華大
97	陝西	陝西全省同官錄	清道光二十九年（1849）刊本	清華大
98	陝西	陝西全省同官錄	清咸豐元年（1851）刊本	北京大
99	陝西	閔中同官錄	清咸豐十年（1860）按察司司獄署刊本	北京大、清華大
100	陝西	閔中同官錄	清光緒六年（1880）刊本	中国国家、北京大
101	陝西	閔中同官錄	清光緒八年（1882）刊本	京大人文、清華大
102	陝西	閔中同官錄	清光緒九年（1883）刊本	中国国家、上海図、北京大
103	陝西	閔中同官錄	清光緒十一年（1885）刊本	日本国会、吉林大
104	陝西	閔中同官錄	清光緒十二年（1886）刊本	中国国家
105	陝西	閔中同官錄	清光緒十六年（1890）刊本	清華大
106	陝西	閔中同官錄	清光緒十七年（1891）刊本	中国国家、北師大
107	陝西	閔中同官錄	清光緒十九年（1893）刊本	清華大
108	陝西	閔中同官錄	清光緒二十年（1894）刊本	北師大
109	陝西	閔中同官錄	清光緒二十三年（1897）刊本	清華大
110	陝西	閔中同官錄	清光緒二十六年（1900）刊本	北京大、清華大
111	陝西	閔中同官錄	清光緒二十七年（1901）刊本	中国国家、上海図
112	陝西	陝西同官簡明錄	清光緒末年写本	上海図
113	甘肅	隴右同官錄	清光緒二十年（1894）刊本	中国国家、清華大
114	甘肅	甘肅同官錄	清光緒年間刊本	人民大
115	福建	旗奉直東同鄉官錄	清光緒年間福州旗奉直東會館刊本	北京大
116	浙江	浙省蘇郡同官錄	清同治十一年（1872）刊本	中国国家、蘇州大
117	浙江	揚州府宦浙同官錄	清同治十三年（1874）刊本	上海図
118	浙江	松郡宦浙同官錄	清光緒六年（1880）刊本	上海図、華師大
119	浙江	畿輔宦浙同官錄	清光緒七年（1881）刊本	中国国家、上海図、北師大、吉林大
120	浙江	浙江同官錄	清光緒十二年（1886）刊本	日本国会、中国国家、上海図、北京大、清華大、北師大、華師大
121	浙江	常郡宦浙同官錄	清光緒十六年（1890）刊本	上海図
122	浙江	畿輔宦浙同官錄	清光緒十七年（1891）刊本	北師大
123	浙江	浙江蘇郡同官錄	清光緒十八年（1892）刊本	上海図
124	浙江	浙省同官錄	清光緒十九年（1893）刊本	華師大
125	浙江	浙江省江右同官錄	清光緒二十二年（1896）杭州江巨川刻字店活字本	人民大
126	浙江	常郡宦浙同官錄	清光緒二十四年（1898）刊本	上海図
127	浙江	湖北省浙江同官錄	清光緒二十八年（1902）刊本	上海図
128	浙江	浙江同官錄	清光緒二十九年（1903）刊本	吉林大
129	浙江	浙江候補同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家

研究ノート

130	浙江	浙江同官錄	清光緒三十年（1904）活字本	北京大
131	浙江	浙江省現任文職同官錄	清光緒三十一年（1905）写本	北京大
132	浙江	湖北省浙江同官錄	清光緒三十四年（1908）刊本	中国国家
133	浙江	江西宣浙同官錄	清宣統元年（1909）刊本	華師大
134	浙江	浙江同官錄	写本	華師大
135	浙江	浙江同官錄	清光緒年間刊本	北京大
136	浙江	浙江省現任文職同官錄	清光緒年間活字本	上海図
137	浙江	浙江省同官錄	清光緒年間硃絲欄活字本	上海図
138	江西	江西全省同官錄	清光緒十四年（1888）刊本	吉林大
139	江西	江西全省同官錄	清光緒二十四年（1898）崇善堂刊本	北京大
140	江西	全省文武同官錄	清光緒二十六年（1900）文照堂刻字店刊本	上海図、北京大
141	江西	江西候補同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家
142	江西	全省文武同官錄	清光緒三十三年（1907）崇善堂刊本	吉林大
143	江西	全省文武同官錄	清宣統二年（1910）刊本	上海図
144	江西	江西全省同官錄	清光緒年間刊本	中国国家
145	江西	江西通省文武同官錄	清刊本	中国国家
146	湖北	湖北省江蘇同官錄	清光緒三年（1877）刊本	北京大、北師大
147	湖北	楚省八旗奉直文秩同官錄	清光緒五年（1879）刊本	北師大
148	湖北	湖北省江蘇同官錄	清光緒七年（1881）刊本	廈門大
149	湖北	湖北省江蘇同官錄	清光緒九年（1883）刊本	吉林大
150	湖北	楚省同官錄	清光緒十三年（1887）刊本	清華大
151	湖北	楚省八旗奉直同官錄	清光緒十三年（1887）刊本	清華大
152	湖北	湖北楚南文職同官錄	清光緒十九年（1893）刊本	中国国家
153	湖北	湖北省江蘇同官錄	清光緒二十九年（1903）刊本	北師大、蘇州大
154	湖北	湖北全省大小同官錄	清光緒二十九年（1903）写本	北京大
155	湖北	湖北候補同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家
156	湖北	鄂省全皖同官錄	清光緒三十二年（1906）刊本	北京大
157	湖北	全皖宦鄂同官錄	清宣統三年（1911）刊本	北京大
158	湖北	楚省八旗奉直同官錄	清光緒年間刊本	山西図
159	湖北	湖北簡明官冊	清光緒年間刊本	上海図
160	湖南	楚南同官錄	清道光十八年（1838）刊本	吉林大
161	湖南	湖南候補同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家
162	四川	四川候補同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家
165	四川	四川省爵秩全函	清咸豐年間刊本	東文研
164	四川	蓉省同官錄	清末抄本	清華大
165	廣東	粵東同官錄	清道光二十年（1840）刊本	中国国家、北京大、中研 傳図、法國國家
166	廣東	粵東同官錄	清道光二十二年（1842）刊本	中国国家
167	廣東	廣東同官錄	清光緒七年（1881）浙中孫氏刊本	中国国家、上海図、北京 大、台灣大

清代中国の「同官錄」について

168	広東	広東同官錄	清光緒十九年（1893）瑞元堂刊本	中国国家
169	広東	広東候補同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家
170	広東	広東同官錄	清光緒三十四年（1908）広東瑞元堂刊本	吉林大
171	広東	広東同官錄	清道光年間刊本	中国国家
172	雲貴	滇黔同官錄	清道光二十九年（1849）刊本	中国国家（縮微）
173	雲貴	滇黔同官錄	清光緒二十九年（1903）刊本	南京大
174	雲南	雲南全省同官錄	清光緒十五年（1889）刊本	中国国家、復旦大
175	雲南	雲南全省同官錄	清光緒年間刊本	中国国家
176	各省	各省候補同官錄補遺	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家
177	淮塩	兩淮塩務候補同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家
178	浙塩	兩浙塩務同官錄	清光緒十二年（1886）刊本	東洋文庫、上海図、清華大、華師大
179	浙塩	兩浙塩務同官錄	清光緒十六年（1890）刊本	東洋文庫、北京大
180	浙塩	兩浙塩務同官錄	清光緒二十二年（1896）刊本	中国国家
181	南洋	宣統元年春季南洋洋務 塩務學務新軍巡警文武 同官錄	清宣統元年（1909）活字本	上海図
182	南洋	南洋政務洋務塩務學務 新軍巡警文武同官錄	清宣統二年（1910）王慶昌派報總匯処 活字本	中国国家
183	海軍	南北洋海軍同官錄	清光緒二十九年（1903）上海絳雲齋石印本	中国国家

